

保育制度改革について

～規制改革で保育サービスの量的拡大と質の向上を図る～

平成19年12月5日

規制改革会議 重点事項推進委員会

福祉・保育・介護分野

➡ 当会議の主張①

「保育に欠ける」要件の見直し

➡ 当会議の主張②

- 直接契約方式等の導入
- 東京都の「認証保育所制度」の検証

会議の主張① 「保育に欠ける」要件の見直し

問題意識

児童福祉法（昭和22年制定）にうたわれている「保育に欠ける」という概念

標準的な家族の形
⇒ 正 常

家族が保育
できない
家庭⇒「欠ける」*

* 広辞苑・大辞林より

「欠ける」：
完全なものの一部がこわれる。
また、そうして不完全になる。
損じる。

かわいそうな子

官が保育を
施す

保護者の就労状況・形態の多様化、
社会・地域・家庭の状況が大きく変化
しているにもかかわらず、見直しが
されていない。

共働き世帯数は、専業主婦世帯を上回り、
平成18年には53%に達している。
(男女共同参画社会白書平成19年度版より)

会議の提言

保育の対象を「保育に欠ける子」に限定している現行の要件を抜本的に見直し、
様々な保育支援を必要とする子ども・保護者に、多様な保育サービスを提供できる
制度へと転換すべき。

認可保育所の入所基準

「保育所」の入所

保育所は、児童福祉法第24条で規定する「保育に欠ける児童」を保護者に代わって保育する児童福祉施設。

【児童福祉法第24条（要約）】

「市町村は、児童の保育に欠ける場合、保護者から申込みがあったときは、児童を保育所において保育しなければならない。」

「保育に欠ける児童」の要件

【児童福祉法施行令第27条（要約）】

保護者が次のいずれかに該当し、保育ができないと認められる場合

- 昼間の就労を常態としていること
- 妊娠中または出産後間もないこと
- 病気・けが、または心身の障害があること
- 同居の親族を介護していること
- 災害の復旧にあたっていること
- その他、上記に類する状態にあること

（参考）入所手続き

- 入所申込書に必要な書類を添付し、役所の保育課等又は第1希望の保育所に提出
- 申込書には第3希望まで書けるが、自治体ごとに対応（第6希望まで、無制限等）
- 入所できなかった場合は、自治体により差異はあるが、概ね以下の対応
 - （1） 定員に余裕がないため入所できない利用者に対しては、選考結果を文書で通知
 - （2） 入所申込書は申込みの日の年度中は有効で、希望の保育所に受入枠が生じることに入所選考の対象となる

保育・子育てをめぐる社会状況の変化

- ・ 働く女性の増加（共働き世帯＞片働き世帯）
- ・ 雇用形態の変化（パート、アルバイト、派遣、深夜）と保育ニーズの多様化（一時・深夜保育、病児・病後児）
- ・ 子育て困難とすべての家庭への子育て支援の必要性（平成18年度における児童虐待相談件数は全国で37,000件以上）
- ・ 保育サービスへの多様な事業者の参入の萌芽（社会福祉法人のみならず民間企業、NPOも）
- ・ 子育て経験者等、地域の既存資源の潜在化



- 保育サービスの普遍化、量的拡大と多様化
- 質の向上につなげることが必要

会議の主張② 利用者選択による直接契約方式等の導入

問題意識

市区町村が、施設に対し入所児童を割り当て。
⇒ 施設間で切磋琢磨し、利用者本位でサービスを向上させようというインセンティブが働きにくい構造になっている。

都市部を中心に、自治体独自の取組が行われている。直接契約を採用した先行事例として、東京都「認証保育所制度」があり、待機児童の受け皿として一定の機能を果たしている。

会議の提言

利用者が保育所を選択する直接契約方式等を導入する。
⇒ 施設が選ばれるための創意工夫をし、多様な保育ニーズに応じたきめ細かいサービスの提供が行われるようになる。

※ 低所得者層や虐待児等、配慮や緊急的対応を要するケースについては、直接契約・直接補助方式のもとでも十分に対処可能であると考える。

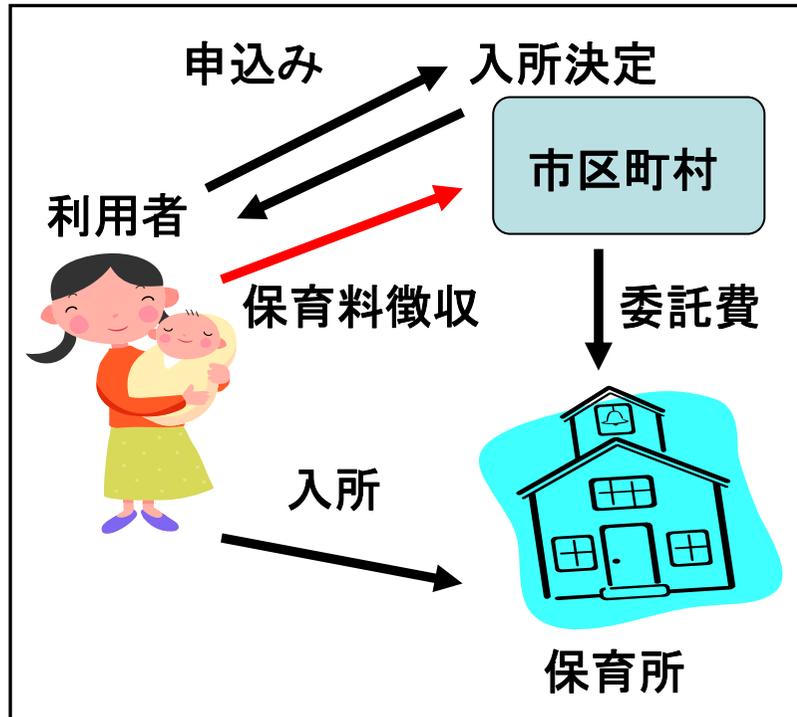
都の「認証保育所制度」において、直接契約による利用者にとっての不都合や問題が生じてないかを早急に検証すべき。

厚労省の意見

認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討

認可保育所を直接契約方式にすると

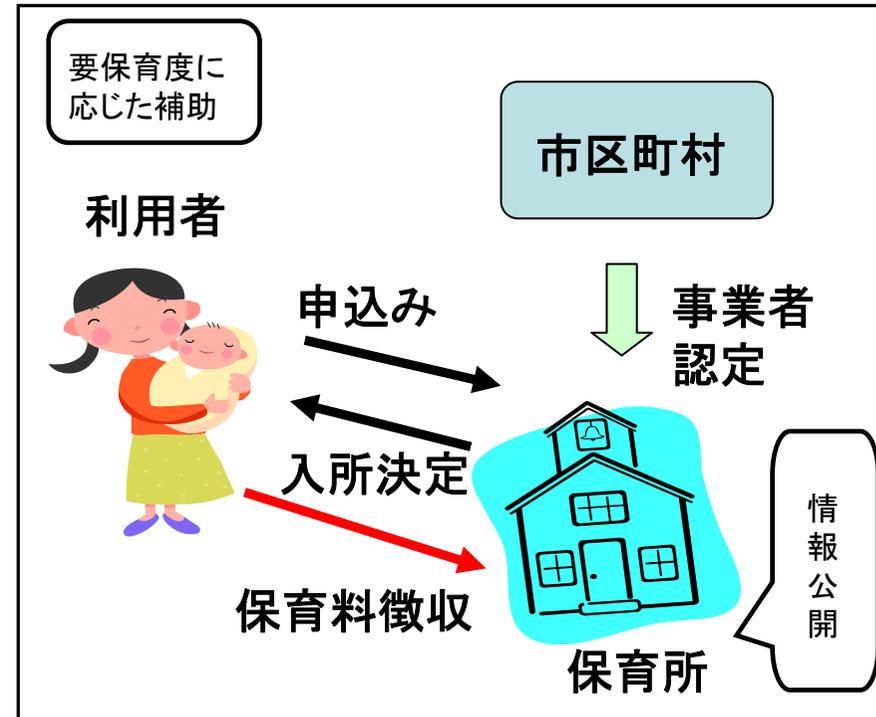
現在の仕組み



【特徴】

- 待機児童のいる地域では、利用者が保育所を選べない
- 保育所側に「効率的で良いサービス」を提供する意識が起こりにくい

改正後のイメージ



【特徴】

- 利用者が保育所を選べる
- 多様な主体が参入し、競争で保育サービスの幅も広がる

参考資料(別冊)

平成19年12月5日

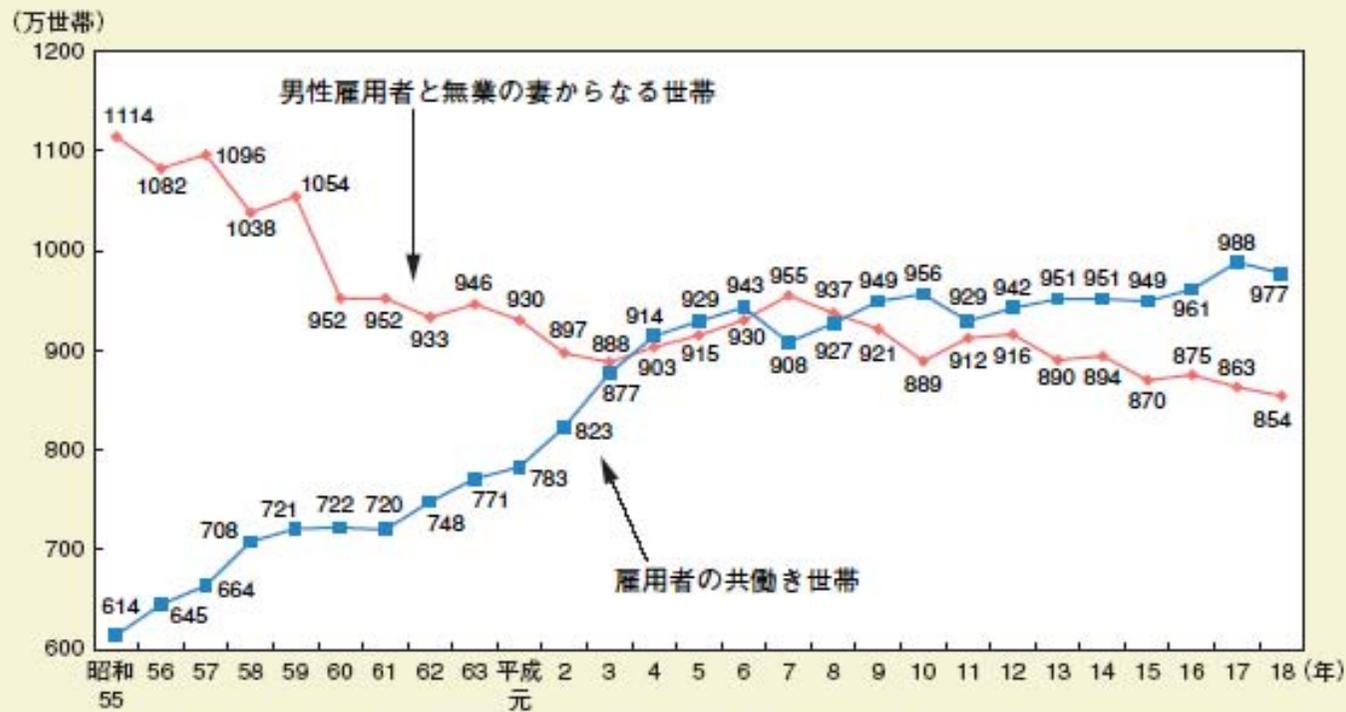
規制改革会議 重点事項推進委員会

福祉・保育・介護分野

女性の就労状況

参考資料

第1-2-15図 共働き等世帯数の推移



- (備考)
1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 昭和60年以降は「夫婦みの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」のみの世帯数。
 5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

出典: 男女共同参画社会白書 平成19年版

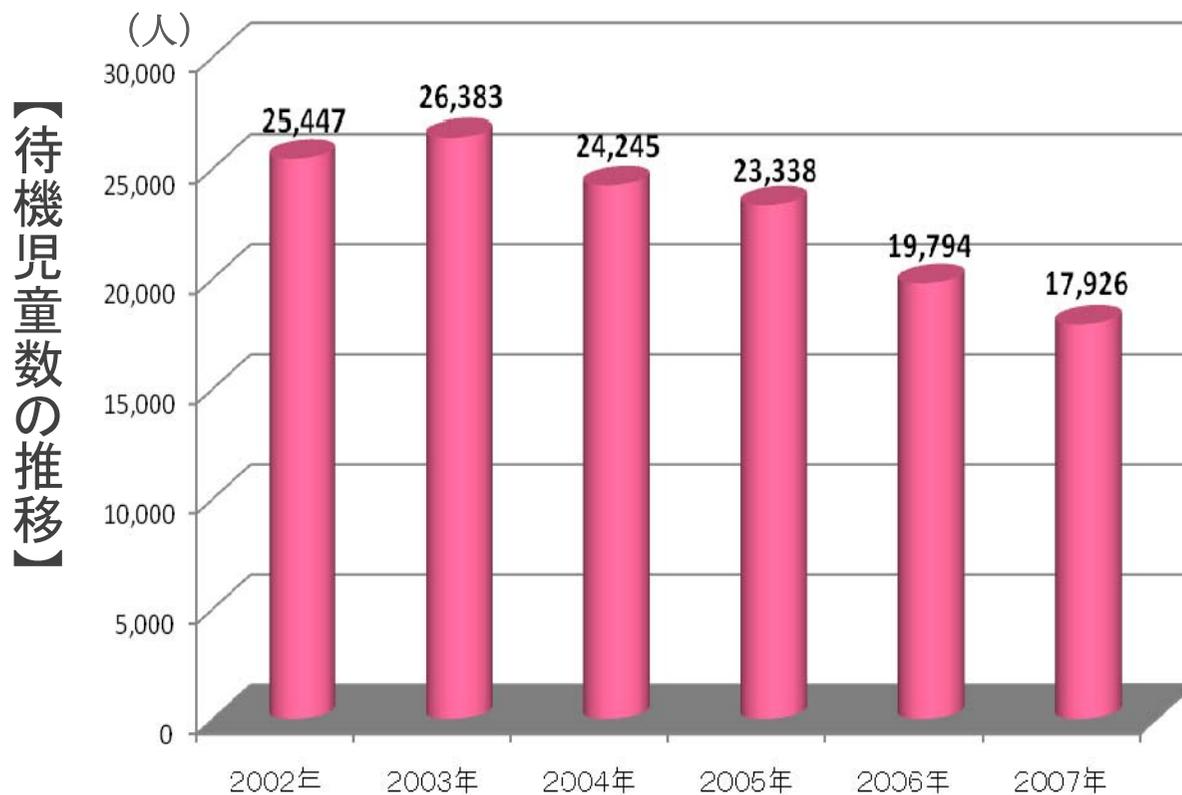
待機児童数の現状

参考資料

【年齢区分別待機児童数】

(2007年4月1日現在)

		利用児童数 (%)	待機児童数 (%)
低年齢児	0歳児	84,297 (4.2%)	2,069 (11.5%)
	1~2歳児	570,457 (28.3%)	10,873 (60.7%)
	3歳以上児	1,360,628 (67.5%)	4,984 (27.8%)
	全年齢児計	2,015,382 (100.0%)	17,926 (100.0%)



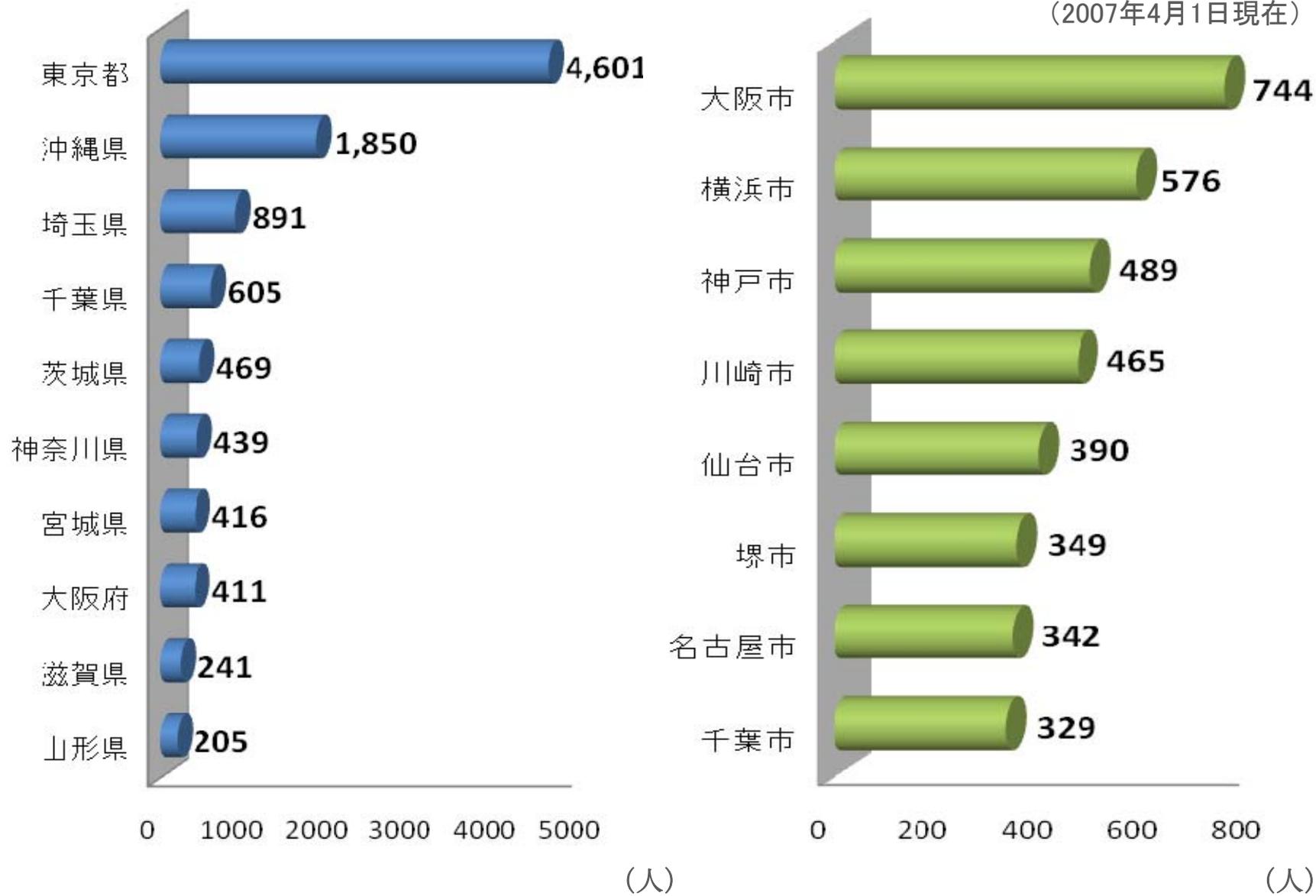
(注) 厚労省は2001年度に待機児童の定義を変更。希望する認可保育所に入れなくても、一時的に認可外保育所などを利用している子どもたちは待機児童とみなさず、集計から除外されている。

資料: 厚生労働省資料

市町村別待機児童数：都市部ほど顕著

参考資料

(2007年4月1日現在)



資料：厚生労働省資料